

※太線の枠内のみ記入してください。

## みをつくし文化センター利用許可申請書

申請日 西暦 20 年 月 日

まつぼっくりカード番号

団体名または法人名 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

申請者氏名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

部屋名	利用月日	曜日	時間	利用人員
記入例				
リハーサル室	6 月	9 日 (火)	午前 午後 10:00 ~ 12:00	10
_____	_____ 月	_____ 日 (____)	午前 午後 _____ : ~ _____ :	_____
_____		_____ 日 (____)	午前 午後 _____ : ~ _____ :	_____
_____		_____ 日 (____)	午前 午後 _____ : ~ _____ :	_____
_____		_____ 日 (____)	午前 午後 _____ : ~ _____ :	_____
利用内容 (具体的に)				
備考 (使用器具等)	ホールエアコン _____ : _____ ~ _____ : _____ 可動椅子の位置 (前・中・後・使用しない) ワイヤレスマイク _____ 本 ・ ピアノ 看板 (立て看板・横吊り看板) ・ 平台 パネル (_____ 枚) ・ 脚 (_____ 本) フック (_____ 個) ・ ホワイトボード ・ 鏡		・ プロジェクター (1,100 円) ・ スクリーン (550 円) ・ Bluetooth ピーカー (100 円) ※2024年4月1日~220円 ・ AV ケーブル (110 円)	
入場料等の徴収の有無	無 ・ 有 _____ 円			

施設利用にあたっては、裏面の注意事項のほか、関係規定を遵守します。  ←同意の場合  を記入

(以下、指定管理者記入欄)

条件その他 ・ 調理台 _____ 台	使用料	_____ 円
	支払方法	現金    口座    後納
	団体区分	生学   減額   一般   市   免除

受付者 ( \_\_\_\_\_ )

## 注意事項

- ◆ 施設利用許可について（浜松市みをつくし文化センター条例（以下「みをつくし条例」）第6条関係、みをつくし条例施行規則（以下「みをつくし規則」）第4条関係、浜松市細江農業就業改善センター条例（以下「農就条例」）第6条関係、農就条例施行規則（以下「農就規則」）第4条関係）
  - ・利用の可否については、申請書の内容を確認・審査後、お知らせします。
  - ・利用許可後に許可の取消または変更をするときは、利用日の10日前までに窓口にお越し下さい。
  - ・利用する施設の追加は随時承ります。
- ◆ 利用料金の納付について（みをつくし条例第8・10条関係、農就条例8・10条関係）
  - ・利用料金は指定された方法で納付してください。現金で納付される場合は、ご利用前の納付をお願いします。ご利用前の納付の確認ができない時は、利用の許可を取消します。
  - ・納付された利用料金は、次に該当するときに除き、お返しできません。
    - ✓利用日の10日前までに許可の取り消しを申し出たとき
    - ✓利用することができなくなったことについて、指定管理者が申請者の責めに帰ることができない、または特別な理由があると認めるとき（※理由を付した文書による指定管理者への申請が必要です。）
- ◆ 入館の制限について（みをつくし条例第5条関係、農就条例第5条関係）
  - ・次のいずれかに該当する方には、施設への入館を拒否または退館を命ずることがあります。
    - ✓施設、設備等を損傷した又はそのおそれのある方
    - ✓他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれのある物品又は動物類を携帯する方
    - ✓酩酊している方
    - ✓指定管理者の管理上必要な指示に従わない方
- ◆ 利用の制限について（みをつくし条例第7条関係、農就条例第7条関係）
  - ・次のいずれかに該当する方には、利用を許可しません。
    - ✓公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき
    - ✓集団的に又は学習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき
    - ✓施設、設備等を損傷するおそれがあるとき
    - ✓その他、指定管理者が、管理上支障があると認めるとき
- ◆ その他（みをつくし条例・農就条例共に第11～15条関係、みをつくし規則・農就規則共に第10～11条関係）
  - ・利用の権利の譲渡又は転貸は認めません。
  - ・条例または条例に基づく規則に違反したとき、指定管理者が、管理上支障があると認めるときは、利用の許可を取り消し、条件を変更し、または利用を停止することがあります。
  - ・施設、設備等を汚損し、または損傷若しくは滅失（以下「損傷等」）しないよう注意してください。損傷等したときは、その損害について市長の定める額を賠償していただきます。
  - ・管理上、職員が施設に立ち入ることがあります。
  - ・ホールの利用については、移動観覧席の設置場所を利用日の7日前までに確定してください（確定後の変更不可）
  - ・次に掲げる事項を遵守してください。
    - ✓施設内で特別な設備を使用するときは、当該設備の概要を記載した申請書に設計書、仕様書、図面その他の当該設備の内容が分かる書類を添えて、予め指定管理者に申請し、許可を得ること。また、当該設備の使用に係る電気及び水道の利用料金については、指定管理者の定める料金を支払うこと。
    - ✓利用の終了をしたとき、許可を取り消されたとき若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを現状に回復すること
    - ✓所定の場所以外で飲食しないこと及び施設内で火気を使用しないこと
    - ✓許可を受けずに物品を展示し、販売し、またこれらに類する行為をしないこと
    - ✓他人の迷惑となるような行為をしないこと
    - ✓その他、指定管理者の管理上必要な指示に反する行為をしないこと